

韓国知的財産ニュース 2023 年 11 月後期

(No. 498)

発行年月日：2023 年 12 月 11 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、11 月 16 日から 30 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】意匠保護法の一部改正法律案（議案番号：2125692）
- 1-2 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2125693）
- 1-3 【法案提出】実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2125694）
- 1-4 【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2125695）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「2023 特許技術賞」の授賞式を開催
- 2-2 WIPO と共同で「2023 開発途上国の公務員・教員向けのリーダーシップ招待研修」を行う
- 2-3 韓国特許庁、大学生・院生向け「2023 キャンパス特許ユニバーシアード」授賞式開催
- 2-4 WIPO と共同で「2023 下半期特許協力条約（PCT）の説明会」を開催
- 2-5 韓国特許庁、「2023 発明教育の学術会議・連合学術大会」を開催
- 2-6 韓国特許庁、「2023 国民安全を守る発明チャレンジ」コンペの受賞作を紹介
- 2-7 韓国特許庁、「出願書類作成のための模範事例の案内」を公開
- 2-8 国家新薬開発事業団と共同で「新薬開発に向けた ADC 特許分析結果の発表会」を開き
- 2-9 第 29 回中韓特許庁長官会合が 4 年ぶりに対面形式で開催され
- 2-10 第 31 回日韓特許庁長官会合が開催され、IP 分野の協力について議論
- 2-11 第 23 回日中韓特許庁長官会合が 4 年ぶりに対面形式で開催され

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 貿易委員会と「技術保護および公正な貿易秩序の確立に向けた業務協約」を締結
- 3-2 技術紛争やめて協力へ、「大企業・スタートアップ企業の共生協約式」開かれ

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 12月21日から意匠保護法の一部改正案が施行され
- 4-2 韓国貿易協会と共同で「2023D2B デザインフェアの授賞式」を開催

その他一般

- 5-1 韓国特許庁、「2024年上半期弁理士向け実務集合教育」の研修生を募集
- 5-2 韓国特許庁、「2023KIPRIS サポーターズの解団式」を開催
- 5-3 AI 動画解析による品質管理技術の特許出願件数で韓国がトップ

法律、制度関連

1-1 【法案提出】意匠保護法の一部改正法律案（議案番号：2125692）

議案情報システム（2023.11.30.）

議案番号：2125692

提案日：2023年11月30日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外9人

提案理由

専門機関は、特許庁から意匠検索、意匠分類等の意匠審査業務の一部の依頼を受けて行っており、依頼された業務に関する調査報告書等は特許庁の審査官が意匠登録出願を審査するにあたって重要な基礎資料として活用されている。

したがって、専門機関の多くが民間機関であるとしてもその業務の性格及び重要性を考えれば、専門機関の役職員に対して特許庁の審査官に準ずる責任と義務を付与する必要がある。とりわけ、専門機関の役職員は意匠検索等の業務を行うために特許庁のシステムにアクセスして他人の意匠登録出願・審査に関する様々な情報を得ることができるため、これを第三者に漏洩するか、これを利用して経済上の利益を得ることは厳格に禁ずるべきである。

また、現職の弁理士又は特許庁の職員が専門機関を設立するか経営することは、専門機関の公正な運営・業務遂行に影響を与えかねないため、当然禁止されるべきであり、現職の弁理士又は特許庁の職員が自分の配偶者、親類縁者等を代表職に就かせて専門機関を間接に設立・経営して影響力を与えることも禁止されるべきであるが、これを防ぐ法的根拠が不十分である。

さらに現行の「意匠保護法」の第60条では、専門機関の指定取消の理由を専門機関が嘘や不正な方法で指定を受けたか指定基準に適合しない場合に限定している。したがって、上

記のような罪を犯すか、「意匠保護法」及び「意匠保護法」に基づく命令・処分の違反行為があった場合に、当該の専門機関への指定取消等の制裁を科すことが不可能であるため、結局特許庁の審査業務への支障及びそれによる被害を一般国民が受けることになることを考えれば、立法上の不備により現行法の実効性が乏しいとの指摘がある。

したがって、専門機関の役職員に対して刑法上の一部の公務員職務に関する罰則規定に準ずるものとする公務員擬制規定を追加する。並びに、専門機関の役職員の欠格事由を別途規定して専門機関の信頼・公正な業務遂行を担保し、専門機関による違法な業務遂行等に対して指定取消等の制裁を科すことができる理由を加えることで実効性を確保する目的である。

主要内容

- イ. 専門機関の役職員の欠格事由を規定する（案第59条の2）。
- ロ. 専門機関に対する指定取消等の制裁理由を追加する（案第60条）。
- ハ. 専門機関の役職員に対する公務員擬制規定を強化する（案第226条）。

法律第 号

意匠保護法の一部改正法律案

意匠保護法の一部を次のように改正する。

第59条の2を次のように新設する。

第59条の2（専門機関の役職員等の欠格事由）①次の各号のいずれか一つに該当する者は第59条に基づく専門機関の役職員になることができない。

1. 「弁理士法」の第5条に基づき登録されている弁理士（同法の第6条の2の第2項に基づき休業を申告して休業中の弁理士は除外する）
2. 「弁理士法」の第2条に基づく業務を行う他の機関の役職員を兼ねる者
3. この法律を違反して罰金以上の刑に処せられ、2年が経過していない者
4. 第60条に基づき専門機関の指定が取り消された法人で取消当時に役職に就いていた者（ただし、取消後2年が経過する場合は除外する）

②第1項にもかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する者は第59条に基づく専門機関の代表の職に就くことができない。

1. 未成年者・被成年後見人又は被限定後見人
2. 破産宣告を受けた者で復権を得ていない者
3. 特許庁所属の職員及びその者と大統領令で定める特殊関係にある者
4. 「弁理士法」の第5条に基づき登録されている弁理士（同法の第6条の2の第2項に基づき休業を申告し休業中の弁理士は除外する）及びその者と大統領令で定める特

殊関係にある者

③第1項又は第2項に該当する者が役職員として属している機関又は団体の場合、専門機関として指定を受けることができない。

第60条の第1項の中「第2号」を「第2号から第6号まで」に改め、同項に第3号から第6号までを次のように新設する。

3. 専門機関の役職員が職務遂行と関連して第226条に基づき禁固以上の刑に処せられた場合
4. 第59条の2に基づく欠格事由に該当する場合
5. 特許庁所属の職員（特許庁所属の職員であったが退職日から3年が経過していない者も含む）又はその者と大統領令で定める特殊関係にある者が設立したか、その持分の一部又は全部を所有している場合
6. その他この法律又はこの法律に基づく命令や処分を違反した場合

第60条の第2項の中「業務停止を」を「業務停止等を」に改める。

第226条の中「者とする」を「者で、『刑法』の第129条から第132条までの規定を適用する場合は公務員とする」に改める。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（経過措置） 第60条の第1項の第5号の改正規定は、この法律の施行前に設立された法人又は持分を所有している者に対しては適用しない。

1-2 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2125693）

議案情報システム（2023. 11. 30.）

議案番号：2125693

提案日：2023年11月30日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外9人

提案理由

専門機関は、特許庁から特許・実用新案登録の先行技術調査、特許分類等の特許審査業務の一部の依頼を受けて行っており、依頼された業務に関する調査報告書等は特許庁の審査官が特許・実用新案登録出願を審査するにあたって重要な基礎資料として活用されている。

したがって、専門機関の多くが民間機関であるとしてもその業務の性格及び重要性を考えれば、専門機関の役職員に対して特許庁の審査官に準ずる責任と義務を付与する必要

がある。とりわけ、専門機関の役職員は未公開の特許文献の検索等の業務遂行のために特許庁のシステムにアクセスして他人の特許出願・審査に関する様々な情報を得ることができるため、これを第三者に漏洩するか、これを利用して経済上の利益を得ることは厳格に禁ずるべきである。

また、現職の弁理士又は特許庁の職員が専門機関を設立するか経営することは、専門機関の公正な運営・業務遂行に影響を与えかねないため、当然禁止されるべきであり、現職の弁理士又は特許庁の職員が自分の配偶者、親類縁者等を代表職に就かせて専門機関を間接に設立・経営して影響力を与えることも禁止されるべきであるが、これを防ぐ法的根拠が不十分である。

さらに現行の「特許法」の第58条の2では専門機関の指定取消の理由を、専門機関が嘘や不正な方法で登録を受けたか登録基準に適合しない場合、若しくは職務上知った秘密を漏洩したか盗用した場合に限定している。したがって、上記のような罪を犯すか、特許法及び特許法に基づく命令・処分の違反行為があった場合に、当該の専門機関への登録取消等の制裁を科すことが不可能であるため、結局特許庁の審査業務への支障及びそれによる被害を一般国民が受けることになることを考えれば、立法上の不備により現行法の実効性が乏しいとの指摘がある。

したがって、専門機関及び専担機関の役職員に対して刑法上の一部の公務員職務に関する罰則規定に準ずるものとする公務員擬制規定を導入する。並びに、専門機関の役職員の欠格事由を別途規定して専門機関の信頼・公正な業務遂行を担保し、専門機関による違法な業務遂行等に対して登録取消等の制裁を科すことができる理由を加えることで法律の実効性を確保する目的である。

主要内容

- イ. 専門機関に対する指定取消等の制裁理由を追加する（案第58条の2）。
- ロ. 専門機関の役職員の欠格事由を規定する（案第58条の3）。
- ハ. 専門機関の役職員に対する公務員擬制規定を強化する（案第226条）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第58条の2の第1項の各号外の部分中「第2号又は第3号」を「第2号から第5号まで」に改め、同項の第3号を次のようにし、同項の第4号及び第5号をそれぞれ次のように新設し、同条の第2項中「業務停止を」を「業務停止等を」に改める。

3. 専門機関の役職員が職務遂行と関連して第226条の2の第1項に基づき禁固以上の

刑が確定された場合

4. 第58条の3に基づく欠格事由に該当する場合
5. その他この法律又はこの法律に基づく命令や処分を違反した場合

第58条の2に第4項を次のように新設する。

④特許庁所属の職員（特許庁所属の職員であったが退職日から3年が経過していない者も含む）又はその者と大統領令で定める特殊関係にある者が設立したか、その持分の一部又は全部を所有している専門機関は登録を受けることができない。

第58条の3を次のように新設する。

第58条の3（専門機関の役職員等の欠格事由）①次の各号のいずれか一つに該当する者は第58条に基づく専門機関の役職員になることができない。

1. 「弁理士法」の第5条に基づき登録されている弁理士（同法の第6条の2の第2項に基づき休業を申告して休業中の弁理士は除外する）
2. 「弁理士法」の第2条に基づく業務を行う他の機関の役職員を兼ねる者
3. この法律を違反して罰金以上の刑に処せられ、2年が経過していない者
4. 第58条の2に基づき専門機関の登録が取り消された法人で取消当時に役職に就いていた者（ただし、取消後2年が経過する場合は除外する）

②第1項にもかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する者は第58条に基づく専門機関の代表の職に就くことができない。

1. 未成年者・被成年後見人又は被限定後見人
2. 破産宣告を受けた者で復権を得ていない者
3. 特許庁所属の職員及びその者と大統領令で定める特殊関係にある者
4. 「弁理士法」の第5条に基づき登録されている弁理士（同法の第6条の2の第2項に基づき休業を申告し休業中の弁理士は除外する）及びその者と大統領令で定める特殊関係にある者

③第1項又は第2項に該当する者が役職員として属している機関又は団体の場合、専門機関として登録できない。

第226条の2の第1項中「者と」を「者で、『刑法』の第129条から第132条までの規定を適用する場合は公務員と」に改める。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（経過措置）第58条の2の第4項の改正規定は、この法律の施行前に設立された法人又は持分を所有している者に対しては適用しない。

議案番号：2125694

提案日：2023年11月30日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外9人

提案理由

専門機関は、特許庁から特許・実用新案登録の先行技術調査、特許分類等の特許審査業務の一部の依頼を受けて行っており、依頼された業務に関する調査報告書等は特許庁の審査官が特許・実用新案登録の出願を審査するにあたって重要な基礎資料として活用されている。

したがって、専門機関の多くが民間機関であるとしてもその業務の性格及び重要性を考えれば、専門機関の役職員に対して特許庁の審査官に準ずる責任と義務を付与する必要がある。とりわけ、専門機関の役職員は未公開の特許文献の検索等の業務を行うために特許庁のシステムにアクセスして他人の特許出願・審査に関する様々な情報を得ることができるため、これを第三者に漏洩するか、これを利用して経済上の利益を得ることは厳格に禁ずるべきである。

また、現職の弁理士又は特許庁の職員が専門機関を設立するか経営することは、専門機関の公正な運営・業務遂行に影響を与えかねないため、当然禁止されるべきであり、現職の弁理士又は特許庁の職員が自分の配偶者、親類縁者等を代表職に就かせて専門機関を間接に設立・経営して影響力を与えることも禁止されるべきであるが、これを防ぐ法的根拠が不十分である。

さらに現行の「実用新案法」の第15条で準用する「特許法」の第58条の2では専門機関の登録取消の理由を、嘘や不正な方法で登録を受けたか登録基準に適合しない場合、若しくは職務上知った秘密を漏洩したか盗用した場合に限定している。したがって、上記のような罪を犯すか、特許法及び特許法に基づく命令・処分の違反行為があった場合に、当該の専門機関への登録取消等の制裁を科すことが不可能であるため、結局特許庁の審査業務への支障及びそれによる被害を一般国民が受けることになることを考えれば、立法上の不備により現行法の実効性が乏しいとの指摘がある。

したがって、「実用新案法」で準用する「特許法」の改正案の発議に基づき新しく導入される専門機関の役職員の欠格事由（法律第58条の3）及び公務員擬制規定の強化（法律第226条の2）に関連する事項を「特許法」と同じ趣旨の内容に改正する必要がある。

主要内容

イ. 「特許法」の準用条項に専門機関の役職員の欠格事由の規定を追加する（案第15条）。

ロ. 専門機関の役職員に対する公務員擬制規定を強化する（案第43条）。

参考事項

この法律案は、キム・ソンウォン議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号第25693号）の議決を前提にするため、同法律案が議決されないか修正議決された場合にはこれに合わせて調整すべきである。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第15条の中「第58条の2」を「第58条の2、第58条の3」に改める。

第43条の中「第58条の第1項に基づく専門機関」を「第58条の第2項に基づく専門機関、第58条の第3項に基づく専担機関」に、「者と」を「者で、『刑法』の第129条から第132条までの規定を適用する場合には公務員と」に改める。

附 則

この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

1-4 【法案提出】【法案提出】商標法の一部改正法律案（議案番号：2125695）

議案情報システム（2023.11.30.）

議案番号：2125695

提案日：2023年11月30日

提案者：キム・ソンウォン議員（国民の力）外9人

提案理由

商標専門機関は、特許庁から商標検索、商標分類等の商標審査業務の一部の依頼を受けて行っており、依頼された業務に関する調査報告書等は特許庁の審査官が商標登録の出願を審査するにあたって重要な基礎資料として活用されている。

したがって、商標専門機関の多くが民間機関であるとしてもその業務の性格及び重要性を考えれば、商標専門機関の役職員に対して特許庁の審査官に準ずる責任と義務を付与する必要がある。とりわけ、商標専門機関の役職員は商標検索等の業務を行うために特許庁のシステムにアクセスして他人の商標出願・審査に関する様々な情報を得ることがで

きるため、これを第三者に漏洩するか、これを利用して経済上の利益を得ることは厳格に禁ずるべきである。

また、現職の弁理士又は特許庁の職員が商標専門機関を設立するか経営することは、商標専門機関の公正な運営及び業務遂行に影響を与えかねないため、当然禁止されるべきであり、現職の弁理士又は特許庁の職員が自分の配偶者、親類縁者等を代表職に就かせて商標専門機関を間接に設立・経営して影響力を与えることも禁止されるべきであるが、これを防ぐ法的根拠が不十分である。

さらに現行法の第52条では商標専門機関の登録取消の理由を、商標専門機関が嘘や不正な方法で登録を受けたか登録基準に適合しない場合に限定している。したがって、上記のような罪を犯すか、「商標法」及び「商標法」に基づく命令・処分の違反行為があった場合に、当該の商標専門機関への登録取消等の制裁を科すことが不可能であるため、結局特許庁の審査業務への支障及びそれによる被害を一般国民が受けることになることを考えれば、立法上の不備により現行法の実効性が乏しいとの指摘がある。

したがって、商標専門機関及び専担機関の役職員に対する刑法上の一部の公務員職務に関する罰則規定に準ずるものとする公務員擬制規定を導入する。並びに、商標専門機関の役職員の欠格事由を別途規定して商標専門機関の信頼・公正な業務遂行を担保し、商標専門機関による違法な業務遂行等に対して登録取消等の制裁を科すことができる理由を加えることで法律の実効性を確保する目的である。

主要内容

- イ. 商標専門機関の役職員の欠格事由を規定する（案第51条の2）。
- ロ. 商標専門機関に対する登録取消等の制裁理由を追加する（案第52条）。
- ハ. 商標専門機関、専担機関の役職員に対する公務員擬制規定を新設する（案第52条の2）。

法律第 号

商標法の一部改正法律案

商標法の一部を次のように改正する。

第51条の2を次のように新設する。

第51条の2（商標専門機関の役職員等の欠格事由）①次の各号のいずれか一つに該当する者は第51条に基づく専門機関の役職員になることはできない。

1. 「弁理士法」の第5条に基づき登録されている弁理士（同法の第6条の2の第2項に基づき休業を申告して休業中の弁理士は除外する）
2. 「弁理士法」の第2条に基づく業務を行う他の機関の役職員を兼ねる者
3. この法律を違反して罰金以上の刑に処せられ、2年が経過していない者

4. 第52条に基づき専門機関の登録が取り消された法人で取消同時に役職に就いていた者（ただし、取消後2年が経過する場合は除外する）

②第1項にもかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する者は第51条に基づく専門機関の代表の職に就くことができない。

1. 未成年者・被成年後見人又は被限定後見人
2. 破産宣告を受けた者で復権を得ていない者
3. 特許庁所属の職員及びその者と大統領令で定める特殊関係にある者
4. 「弁理士法」の第5条に基づき登録されている弁理士（同法の第6条の2の第2項に基づき休業を申告し休業中の弁理士は除外する）及びその者と大統領令で定める特殊関係にある者

③第1項又は第2項に該当する者が役職員として属している機関又は団体の場合、専門機関として登録できない。

第52条の第1項の中「第2号」を「第2号から第6号まで」に改め、同項に第3号から第6号までを次のように新設する。

3. 専門機関の役職員が職務遂行に関連して第52条の2に基づき禁固以上の刑が確定された場合
4. 第51条の2に基づく欠格事由に該当する場合
5. 特許庁所属の職員（特許庁所属の職員であったが退職日から3年が経過していない者も含む）又はその者と大統領令で定める特殊関係にある者が設立したか、その持分の一部又は全部を所有している場合
6. その他この法律又はこの法律に基づく命令や処分を違反した場合

第52条の第2項の中「停止を」を「停止等を」に改める。

第52条の2を次のように新設する。

第52条の2（罰則適用時の公務員擬制）第51条の第2項に基づく専門機関又は第51条の第3項に基づく専担機関の役職員であるか役職員であったものは、「刑法」の第127条及び第129条から第132条までの規定を適用する際は公務員とみなす。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（経過措置） 第52条の第1項の第5号の改正規定は、この法律の施行前に設立された法人又は持分を所有している者に対しては適用しない。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「2023 特許技術賞」の授賞式を開催

特許審査官が選定…ヒューロム、サムスン SDI、サムスン電子などが受賞

韓国特許庁は 11 月 16 日木曜日、中央日報の社屋にて「2023 特許技術賞」の授賞式を開催したと発表した。

特許技術賞の授賞式は、発明者のモチベーションを向上させ発明に対する関心を高める趣旨で優秀な技術を発掘・選定するイベントであり、特許審査官が選定プロセスに直接参加する。

【世宗 (セジョン) 大王賞 : 株式会社ヒューロムの「分離スクリューおよび分離スクリューを採用した搾汁機」】

1 位の世宗大王賞は、「分離スクリューおよび分離スクリューを採用した搾汁機」を発明した株式会社ヒューロムのキム・ヨンギ、イ・チャウ研究員が受賞した。

従来のネット付き搾汁機は使用の際にネットの穴が塞がることが多く圧着と洗浄がスムーズでないとの問題があったが、株式会社ヒューロムはフィルターネット付きの仕組みから入れ替えできる 2 つのモジュールを組み合わせネットなしでも汁と搾りかすをスムーズに分離できる新しい仕組みの搾汁機を発明した。この特許技術を採用した搾汁機は、優れた搾汁機能と利便性から 29 か国の消費者の好評を受け、累積売上が 1,234 億ウォンに達している。

【忠武公 (チュンムゴン) 賞 : 株式会社サムスン SDI・サムスン電子の「リチウムイオン二次電池に採用されるシリコン複合体の仕組み」】

2 位の忠武公賞は、リチウムイオン二次電池に採用されるシリコン複合体の仕組みを発明したムン・ジョンソク研究員外 6 人 (株式会社サムスン SDI・サムスン電子による共同出願) が受賞した。

シリコンは二次電池の容量を一段と向上させる素材であるにも常用化が難しい問題があったが、今回受賞した特許技術は、ナノシリコンに二重層の炭素材を用いることで電池の容量向上や寿命延長を図るだけでなく安定性を確保して、今後の二次電池のエネルギー密度を向上させる次世代エネルギー技術である。

【池錫永（チ・ソギョン）賞：株式会社トンジンセミケム・株式会社 SK ハイニックス、株式会社 CJ 第一製糖】

池錫永（チ・ソギョン）賞は、「ハードマスク用の化合物、その化合物を含むハードマスク組成物およびこれを用いた半導体素子のパターン形成方法」に関する特許でイム・ヨンベ研究者外 11 人（株式会社トンジンセミケム・株式会社 SK ハイニックスによる共同出願）、キャップ（蓋）およびキャップの分離方法」に関する特許で株式会社 CJ 第一製糖のイ・ビョングク研究者外 2 人が受賞した。

株式会社トンジンセミケム・株式会社 SK ハイニックスは、従来の半導体のパターン形成の工程において低い効率性や製品性能を改善するために、高炭素・高密度の仕組みであるスピコート型のカーボンハードマスク※の化合物 (Spin on Carbon Hardmask, SOC) を開発して半導体素材の技術競争力を高め、自給化に向けて高い性能のパターン形成技術を発明した。

※半導体製造の工程においてパターンを有効に形成するために用いられる材料

株式会社 CJ 第一製糖は、消費者が簡単に取り外してリサイクルできるキャップの仕組みを開発することで消費者の利便性を向上させ、複数の材料が使われたパッケージをリサイクルする際の問題点を解消し廃棄物を極力減らす技術を発明した。

【洪大容（ホン・テヨン）賞：株式会社ビットセンシング、株式会社エートゥゲン、株式会社エアーレーン、株式会社トンファエレクトロライト】

洪大容（ホン・テヨン）賞は、株式会社ビットセンシングのレーダー装置の発明、株式会社エートゥゲンの代謝性疾患の改善効果のある菌株の発明、株式会社エアーレーンの気体分離用の中空糸膜の発明、株式会社トンファエレクトロライトの二次電池の電解液の化合物に関する発明が受賞した。

特許技術賞の受賞者には、最大 1, 500 万ウォンの賞金と特許庁の発明奨励事業※による支援、発明のビジネス化およびマーケティングのための特許技術賞の受賞マークが提供される。

※優秀発明品の優先購買およびイノベーション IP 製品の支援対象の募集時の優遇

特許庁長は「特許技術賞のイベントで紹介された革新的な発明は、韓国企業がグローバル市場で跳躍できる成長エンジンになると期待できる」とし、「特許庁は、韓国が技術大国

を目指す基盤となる発明者によるイノベーションでクリエイティブな知的財産を、有効に活用し保護できるよう支援に取り組んでいく」と述べた。

2-2 WIPO と共同で「2023 開発途上国の公務員・教員向けのリーダーシップ招待研修」を行う

韓国特許庁（2023. 11. 20.）

カンボジア、エジプトなど 5 か国に韓国型発明教育を共有する

韓国特許庁は世界知的所有権機関（WIPO※）と共同で 11 月 20 日月曜日から 27 日月曜日まで韓国型発明教育の拡散に向けた「2023 開発途上国の公務員・教員向けのリーダーシップ招待研修」を行うと発表した。

※WIPO（World Intellectual Property Organization）：国連の知的財産分野の国際機構

本研修は、途上国の公務員・教員を対象に韓国の強みを生かして体験も含む現場中心の発明教育を行うことで、途上国にクリエイティブでチャレンジ精神のある未来人材を育成するプログラムを拡散するために開設された。

研修には、カンボジアの教育部次官をはじめ、エジプト、ベトナムなど 5 か国※の教育部、商務部など高官級公務員や校長・教員など 15 人が参加する。国際知識財産研修院（大田所在）、広域発明体験教育館（慶州所在）などで座学（理論教育）と現場体験教育を行う。

※参加国：カンボジア、エジプト、ベトナム、マレーシア、インドネシア

教育内容には、韓国の発明・知的財産教育の政策および法律・制度、アイデアを創出する方法、実習中心の発明教育の体験、発明による問題解決における教師の役割などが盛り込まれる。

本研修に参加した途上国の公務員と教員が韓国型発明教育への理解を深め経験することで、自国で韓国型発明教育を参考してより有効な教育政策を進めることが期待される。

特許庁の産業財産通商協力チーム課長は「今回の研修が途上国の公務員や教員に韓国型発明教育の強みを共有し、知的財産に対する認識を向上させる機会になってほしい」とし、「今後も途上国の発展と持続可能な経済成長に向けて韓国特許庁の発明教育モデルを拡散していく」と述べた。

2-3 韓国特許庁、大学生・院生向け「2023 キャンパス特許ユニバーシアード」授賞式開催

韓国特許庁 (2023. 11. 20.)

「チップレットパッケージの特許戦略」チームが大統領賞を受賞

韓国特許庁は11月20日月曜日、ウェスティン朝鮮ソウルにて「2023 キャンパス特許ユニバーシアード」の授賞式を開催すると発表した。

16回目を迎える大会は、企業・研究所が技術や特許関連の課題を提示すれば、大学生・院生が特許情報を分析・活用して当該の技術のビジネス化や特許権取得の戦略などを考える知的財産分野の代表的な産学連携イベントである。

大会には、韓国国内37校の大学から2,319チーム、計4,912人の学生が参加し、国民参加の審査を含め5段階の厳正な選考を通じて31校の大学から128チームが受賞対象となった。

最高賞である大統領賞は、「チップレット※パッケージ」の発熱低減に向けた新しい研究開発戦略を示したチ・ソンハン・パク・サンヒョンチーム（韓国技術教育大学）が受賞する。

※チップレット (chiplet) : 半導体の性能向上のため1つのチップに複数のチップを集積する技術

このチームは「特許ビッグデータを分析して半導体のコア技術であるチップレットパッケージに採用できる新しい発熱防止の方法と研究開発戦略を練ることができた」とし、「チームメンバーと協力して半導体技術の現在と未来について考察する有意義な機会となった」と受賞の感想を伝えた。

国務総理賞は、イ・ヒョドン・チョン・ウィジン・チョ・スンヒョンチーム（漢陽大学ERICA）が受賞する。団体賞である「最多応募大学賞」と「最多受賞大学賞」は、同大学で105チームが基礎審査を通過しそのうち30チームが受賞した漢陽大学ERICAが受賞した。

授賞チームには、最高1,500万ウォン、総額3億ウォンの賞金と賞状が授与される。また、「次世代の知的財産リーダー (YILP) ※」プログラムに参加して専門的な知的財産教育を受けることができる。

※最高経営責任者 (CEO) の講演、リーダーシップ・知的財産の講座、地域ネットワーク、

企業や関連団体への訪問、就職相談などを提供

授賞式では、成果を上げた学生や指導教授への授賞のほかにも大統領賞を授賞した韓国技術教育大学チームによる事例発表および IP 戦略に関する公開討論会も行われる。

特許庁次長は「今回受賞した発明のビジネス化に関するアイデアや特許戦略は、即時企業の業務に取り入れてもいいほど市場調査や分析が優れた結果である」とし、「今後も特許庁は多くの学生が特許情報の分析・活用能力を高めて未来産業をリードする人材として成長できるよう支援に取り組んでいく」と述べた。

2-4 WIPO と共同で「2023 下半期特許協力条約 (PCT) の説明会」を開催

韓国特許庁 (2023. 11. 21.)

国際出願手続きや電子出願サービスなどを詳しく説明する

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で 11 月 21 日火曜日、大韓弁理士会の研修講堂にて特許協力条約 (PCT, Patent Cooperation Treaty) に基づく国際出願※の手続きを希望する国民の理解を高めるために「2023 下半期特許協力条約 (PCT) の説明会」を開催すると発表した。

※特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願は世界知的所有権機関 (WIPO) などにひとつの出願願書を条約に従って提出することによって、PCT 加盟国 157 か国に同時に出願したことと同じ効果を与える出願制度である。

韓国は、1984 年特許協力条約に加盟して以降、2022 年時点の国際出願件数が 3 年連続世界 4 位 (22, 012 件) となり前年比 6. 2% 増加するなど国際出願制度の利用が活発である。

※2022 年時点、主要国の国際出願件数 (前年比の増加率) : 中国 70, 015 件 (0. 6%) > アメリカ 59, 056 件 (-0. 6%) > 日本 50, 345 件 (0. 1%) > 韓国 22, 012 件 (6. 2%) > ドイツ 17, 530 件 (1. 5%)

説明会は、知的財産業務の担当者を対象に特許協力条約 (PCT) 制度の最近の動向などを紹介する趣旨である。出願人、弁理士、民間の知的財産専門家など 135 人が参加する。

説明会では、電子出願方法である電子サービス (ePCT) の最近の変更内容、生命工学分野での出願の際に従うべき塩基配列情報の作成に関する国際標準 (ST. 26) などを詳しく説明する。

電子サービス (ePCT) に関してはひとつの出願願書を作成する際に複数人が同時に作業できる機能、想定外のシステム障害などにより電子サービス (ePCT) へアクセスできない場合にも国際出願手続きができる緊急用アップロードサービスなどについて紹介される。

生命工学分野の出願において昨年 7 月に施行された塩基配列情報※の提出に関する新しい国際標準 (ST. 26) に対応して塩基配列情報の正しい作成形式、ひな形の利用方法などについて紹介される。

※DNA, RNA などの核酸を構成する結合物質の配列情報を作成したもので、生命工学分野の特許において必須の記載事項である。

特許庁の特許審査企画局長は「韓国国内企業の国際特許の確保に向けた第一歩として国際出願手続きに関する正確な理解が求められる。」とし、「海外進出を考える韓国企業が国際出願制度を円滑に利用できるよう引き続きコミュニケーションの場を設ける」と述べた。

2-5 韓国特許庁、「2023 発明教育の学術会議・連合学術大会」を開催

韓国特許庁 (2023. 11. 22.)

青少年向け発明教育の発展を図る

韓国特許庁は、11 月 24 日木曜日から 25 日金曜日まで麗水ベネチアホテルにて「2023 発明教育の学術会議・連合学術大会」を開催すると発表した。

12 回目を迎える今回のイベントは、青少年向け発明教育の拡大に取り組む教育関係職員を労い、優秀な事例を共有するために開かれた。イベントでは、「優秀発明教員」授賞式、特別講演、発明教育の優秀事例・モデル共有、発明教育の関係者間の分科別協議会、連合学術大会などが行われる。

「大韓民国発明教育大賞」では、ハ・ウヨン教員 (轟石小) が教育部長官賞、ソ・ホチャン (大光高)、パク・ヒョクサン (亞洲中)、ハン・スンイン (東新小)、キム・ジンモ (青蘿小) 教員が特許庁長賞、キム・チョンフン教員 (三原小) が国家知識財産委員長賞を受賞する。また、発明分野の創意・融合人材の育成を評価されたキム・ガプス教頭 (富元高) が功労賞を受賞する。

「全国教員発明研究大会」では、キム・スンボク教員 (龍江小) が教育部長官賞、コ・ヘウォン教員 (北漢山小) が特許庁長賞、ミン・ユンシク (相知小)、ハ・テジョン (東部

小) 教員が韓国発明振興会長賞を受賞する。

そのほかにも 17 の市・道の教育庁の発明教育の関係者が青少年向け発明教育の懸案と発展方策について議論※し、教育現場の職員を対象に発明教育の優秀事例について発表や討論を行う。

※発明教育政策協議会、次世代英才企業家教育院の運営協議会など

特許庁の産業財産人材課長は「今回のイベントが青少年向け発明教育のさらなる発展を支える場になってほしい」とし、「今後も発明や知的財産分野の素養を持つ創意・融合人材の育成に向けて取り組んでいく」と述べた。

イベントの詳細については発明教育ウェブサイト (www.ip-edu.net)、問い合わせは韓国発明振興会 (02-3459-2755) で受け付ける。

2-6 韓国特許庁、「2023 国民安全を守る発明チャレンジ」コンペの受賞作を紹介

韓国特許庁 (2023. 11. 26.)

「出入口の迅速開放装備」、「パッチ型薬物検査キット」など国民の安全を守る発明アイデアが選ばれ

韓国特許庁は関税庁・警察庁・消防庁・海洋警察庁、国会議員室と 11 月 24 日金曜日、国会議員会館 (ソウル所在) にて「2023 国民安全を守る発明チャレンジ」コンペの受賞作の展示会を開催した。

6 回目を迎える「国民安全を守る発明チャレンジ」は、災害、事件・事故、日常生活の中で国民の安全を守るために役立つアイデアの開発や活用を促す趣旨である。

今年は従来参加の 4 庁 (特許・警察・消防・海洋警察) に加え関税庁が新しく参加し、国民部門が新設されるなど、参加対象が大幅に拡大された。

一般国民と公務員から計 959 件のアイデアが応募され、アイデアのイノベーションや現場での活用可能性、ビジネス化の可能性などを審査して計 40 件※のアイデアが受賞作として選ばれた。

※公務員部門 32 件 (庁別 8 件) と国民部門 8 件 (庁別 2 件) を選定

【公務員部門：大賞 (イ・トクギョ警査)、金賞 (チェ・オルバルム主務官、イ・ジュニ

警査、キム・ジンヨン消防尉)】

国会議長賞（公務員部門の大賞）は、「出入口の迅速開放装備」を発明した南海地方海洋警察庁釜山海洋警察署イ・トクギョ警査が受賞した。出入口の開放装備を改善して出入口の大きさや重さ、開閉方式、通路空間などに関係なく開放の所要時間を短縮した。

行政安全部長官賞（公務員部門の金賞）は、「パッチ型薬物検査キット」を発明した釜山税関チェ・オルバルム主務官が受賞した。薬物粉末が入ったにビニール袋の表面にパッチを付着して薬物粒子が空気中に流出することを防いで安全かつ迅速に薬物検査を行う発明品である。

「科学捜査用の DNA 真空抽出器 (ForD-Vac)」を発明したソウル警察庁科学捜査課イ・ジュニ警査も金賞を受賞した。犯罪現場で微量の DNA を採取する際に汚染を予防し採取の効率を高める携帯用の便利な発明品である。

「水管を超高速で洗浄・乾燥する自動処理装置」を発明したソウル龍山消防署キム・ジンヨン消防尉も金賞を受賞した。火災現場で使用する水管を自動で迅速に洗浄・乾燥し、二重巻きで水管を整理することでゴールデン・タイムを確保できる。

【国民部門：最優秀賞（キム・スンヒョン氏、イ・ジョンホ氏、ソルクアクチーム、コ・ソンヒョン氏）】

国民部門では、各庁が抱えている困難を解消できる国民からのさまざまなアイデアが選ばれた。最優秀賞の特許庁長賞は、「薬物種類の検索」を提案したキム・スンヒョン氏、「犯罪行為を事前探知できる AI 防犯カメラの開発」を提案したイ・ジョンホ氏、「首のやけどを防止する防火服」を提案したソルクアクチーム、「ベルト式ライフブイ」を提案したコ・ソンヒョン氏が受賞した。

国民の安全を守る関税・警察・消防・海洋警察庁の所属公務員が現場での経験やノウハウが盛り込まれた発明アイデアを知財専門家と一年にかけて工夫、製品化して実際の現場で活用できるよう改善を重ねて出願登録を行った。

特許庁は、行政活動の一環として受賞作の最終権利の確保と民間企業への技術移転を支援し、各庁は、所属公務員と国民から応募を受けたアイデアを実際に国民安全に関わる業務に活用していく。

特許庁次長は「今回のイベントを機に国民の安全を守るために頑張っている方々の日々の努力が伝わってほしい」とし、「国民安全を守る発明チャレンジから集まったアイデアが知財権として活用され、国民の安全と命を守ることにつながるよう積極的に支援していく」と述べた。

2-7 韓国特許庁、「出願書類作成のための模範事例の案内」を公開

韓国特許庁（2023. 11. 27.）

正しい書類作成が産業財産権の確保期間の短縮につながる

韓国特許庁は27日、産業財産権（特許・実用新案、商標、意匠）の出願書類の正しい作成方法を分かりやすく説明する「出願書類作成のための模範事例の案内」を公開すると発表した。

特許など出願書類の書き方に不備があるか手続きに間違いがある場合、審査段階で不備の解消により出願手続きに遅延が生じ、補正が行われなかった場合には出願が無効になるなど、出願人の不利益となる。

特許庁は、こうした不利益を防ぎ誰でも出願書類を簡単に作成できるようサポートする行政活動の一環として2016年書類作成の模範事例集をまとめて以降、知財をめぐる環境の変化を受けて隔年で改訂・公表している。

【10項の主要書式の模範事例をまとめ…「手数料の事後減免申請書」を追加】

事例集では、間違いやすい10項の主要書式について項目別に間違った記載例と正しい書き方の詳細を説明している。

<案内書に記載されている10項の主要書式>

1. 特許（実用新案登録）出願の願書	6. 図面などの補正書（意匠）
2. 商標登録出願の願書	7. 権利関係の変更申告書
3. 意匠登録出願の願書	8. 期間延長の申請書
4. 明細書などの補正書（特許/実用新案）	9. 拒絶理由などの通知に対する意見書
5. 願書などの補正書（商標）	10. 手数料の事後減免申請書

▲出願人と代理人の記載に誤りが多い項目の「手数料の事後減免申請書」を主要書式に追加し、▲出願の段階別に提出書類や申請期間が異なり手続きが煩雑になる「特許審査猶予」

に関する案内を「よくある質問」に加え、▲法令改正の変更内容をまとめている。

【正しい書類作成が産業財産権の確保期間の短縮につながる】

特許庁は、事例集の公開により、出願人に簡単かつ明確な書類の書き方を紹介することで出願手続きの遅延や不利益を防ぎ産業財産権の確保期間の短縮につながることを期待する。

特許庁の産業財産情報局長は「ユーザーの満足度を向上するためには、ニーズを把握し実効性のある支援策を打ち出すことが大事だ」とし、「今後も苦情や意見などをヒアリングし改善していくことで特許関連の行政サービスの穴を埋めていく」と述べた。

今回まとめたしおりは、特許庁の顧客支援室（大田市西区所在）とソウル事務所（ソウル市江南区所在）および全国 25 か所の地域知識財産センターにて配布しており、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）※から PDF ファイルをダウンロードできる。

※冊子/統計>刊行物>その他刊行物>出願書類作成のための模範事例の案内

2-8 国家新薬開発事業団と共同で「新薬開発に向けた ADC 特許分析結果の発表会」を開き

韓国特許庁（2023. 11. 28.）

ADC 特許のビッグデータを分析して新薬開発をサポートする

#抗体薬物複合体（ADC）は、抗体と薬物をリンカー（Linker）させることで薬物の効果は高め従来の抗がん剤のデメリットや副作用を抑える次世代抗がん剤として注目を浴びている。ADC 技術を取り入れた抗がん剤は、血液中を循環し、がん細胞に到達するとがん細胞に入り込み、がんを攻撃する薬物を放出する仕組みである。グローバルアンケート会社のリサーチアンドマーケットによると、世界の ADC 市場は 2022 年 59 億ドルから 2026 年には 130 億ドルに成長すると見込まれる。

韓国特許庁は、国家新薬開発事業団と共同で 12 月 14 日木曜日、ソウルガーデンホテルにて「新薬開発に向けた ADC※特許分析結果の発表会」を開催すると発表した。

※ADC（Antibody Drug Conjugate）：特定の標的抗原に結合する抗体（Antibody）に薬物（Payload）をリンカー（Linker）を介して結合（Conjugate）させた抗体薬物複合体である。

発表会は、次世代の抗がん剤として注目されている ADC の特許分析により収集したビッグデータから考えられる有望技術とコア特許などを韓国の製薬・バイオ開発企業に提供する趣旨である。

また、ADC 特許の分析結果の R&D について議論し、得られた情報を韓国の製薬・バイオ業界が活用できるようサポートすることで世界の医薬品市場に新しく貢献できると期待される。

特許庁は、毎年主要産業における国際出願のビッグデータを分析して国内外の技術レベルを診断し、未来の有望技術を分析して企業や政府の研究開発専門機関に提供するなど国家 R&D の効率化を図っている。

特許庁の産業財産政策局長は「特許ビッグデータは未来産業と技術を予測する上で客観的な根拠を示す市場志向型の技術情報として R&D の企画段階から判断基準となる」とし、「とりわけ、製薬・バイオ分野は特許紛争への懸念が高く、R&D の企画段階において特許の分析が非常に重要である」と述べた。

国家新薬開発事業団長は「バイオ分野では転換期が到来しており、従来の治療剤の限界を乗り越えられる新薬のコア技術の確保が欠かせない」とし、「今回の発表会が、韓国国内でも抗がん剤市場のゲームチェンジャーとなる ADC 新薬が誕生する土台となしてほしい」と述べた。

発表会への参加事前登録は、11 月 28 日火曜日から国家新薬開発事業団ウェブサイト (<https://kddf.org//ko>) の「告知事項」にて受け付けており、現場登録もできる。

2-9 第 29 回中韓特許庁長官会合が 4 年ぶりに対面形式で開催され

韓国特許庁 (2023. 11. 30.)

企業向け教育拡大、連絡官の相互派遣の再開、商標審判の協力体系の構築などで合意

韓国特許庁は 11 月 30 日木曜日 9 時 30 分、SIGNIEL 釜山 (釜山市海雲台区所在) にて中国国家知識産権局※ (China National Intellectual Property Administration) の申長雨 (Shen Changyu) 庁長と 4 年ぶりに対面形式で「第 29 回中韓特許庁長官会合」を開いた。両庁長は、中国や韓国市場に進出しているか進出する予定の両国企業を支援するために知的財産権の教育プログラムを拡大し、連絡官の相互派遣を開催することで合意した。※特許庁に相当する機関であり、特許・商標・意匠の審査および審判業務を総括する

【両国企業向け知的財産権の法律・制度の教育を拡大】

両国の知的財産研修機関※は、自国に進出しているか進出する予定の相手国企業向けに昨年からの知的財産権の法律・制度と新技術分野に関する特許制度の教育を行っている。韓国で実施された中国企業向けの教育プログラムには行政活動の一環として中国語の講義も含まれ、参加企業の満足度が高かった。今回の会合で教育範囲や対象の拡大が合意され、相手国の知的財産の法律・制度などに関する両国企業の理解度が高まることにより、さらに効果的な現地での経営活動が期待される。

※韓国：国際知識財産研修院、中国：知識産権トレーニングセンター

【コロナ禍により中止された連絡官の相互派遣の再開に合意】

両庁長は相互の連絡官への派遣を再開することで合意した。中韓特許庁の連絡官は2008年から相互派遣を行っていたが、コロナ禍により2020年2月以降中止している。これまで韓国側は6か月から1年単位で13人を、中国側は3か月から6か月単位で27人を派遣してきた。連絡官は、両国特許庁の交流・協力事業の現地支援、知的財産権の動向の把握、進出企業の知的財産権の確保および紛争対応への支援などの業務を行っている。両庁長は派遣時期と方法など詳細については今後の実務会合で決めることで合意した。

【両国間の商標審判の協力体系構築に合意】

両庁長は、これまで特許審判と合わせて議論してきた商標審判について別途の協力体系を構築し、詳細については今後の実務会合で決めることで合意した。これにより両国企業などの商標権保護および審判分野制度に関する議論をめぐり情報交換が深まると期待される。

韓国のイ・インシル庁長は「4年ぶりに対面形式で開かれた韓中特許庁長官会合で、両国企業向け知的財産権の教育プログラムを拡大、連絡官の相互派遣の再開、商標審判分野での別途の協力体系の構築について合意したのは非常に意義がある」とし、「韓国にとって最大の貿易相手国である中国市場で韓国企業が知的財産分野で有効に事業展開できるよう、今後も中国知識産権局とさらに緊密な協力を図っていく」と述べた。

2-10 第31回日韓特許庁長官会合が開催され、IP分野の協力について議論

韓国特許庁（2023.11.30.）

特許イシューに対応する専門家協議体の新設、特許データの提供などで合意

韓国特許庁は11月30日木曜日11時、SIGNIEL釜山（釜山市海雲台区所在）にて濱野幸一特許庁長官と「第31回日韓特許庁長官会合」を開き、両庁の知的財産分野の協力事項を再確認し、今後の協力関係を強化する方策について議論した。

今回の日韓特許庁長官会合は今年5月以降6か月ぶりに開かれた。両庁は前回の会合以降、意匠審査、審判、情報化、審査官の能力強化などの分野で実務協議体を再開している。今回の会合で両庁長は、これまでの実務協議体での協力成果を再確認し、来年度の協力方策について議論した。

両庁長は、人工知能の発明者性（Inventorship）、グリーン技術の特許分類、特許制度の国際調和など、新技術の発展に伴う特許制度の 이슈を話し合う専門家協議体を新設することで合意し、その開催時期や方法など詳細については今後の実務会合で決めることにした。

また、日本特許庁は、韓国特許庁が保有していない一部の特許および実用新案の公報資料の全文を提供することにし、これにより韓国特許庁の審査官をはじめ企業、研究機関の関係者は、審査業務や特許出願の手続きにおいて先行技術の検索精度を高めることが期待できる。

韓国特許庁イ・インシル庁長は「知的財産分野をリードする韓国と日本が緊密な協力を図ることで両国はもちろん世界の知的財産制度の発展に大きく貢献できると思う」とし、「今後も韓国特許庁は、日本特許庁と特許・商標・意匠審査、審判、情報化、審査官の能力強化などさまざまな分野で協力を深めて両国の知的財産制度の調和を実現し、これを背景に両国企業などがより友好的な知的財産環境のもとで事業展開できるよう取り組んでいく」と述べた。

2-11 第23回日中韓特許庁長官会合が4年ぶりに対面形式で開催され

韓国特許庁（2023.11.30.）

特許・商標・意匠分野の協力成果を確認、AIの発明者性について情報共有

韓国特許庁は11月30日木曜日15時30分、SIGNIEL釜山（釜山市海雲台区所在）にて第23回日中韓特許庁長官会合を4年ぶりに対面形式で開催したと発表した。

日中韓特許庁長官会合は、特許審査情報の交換および活用、特許制度の調和、知的財産権分野の国際ルール作りを目指して2001年以降持ち回り開催されており、商標・意匠・審

判・教育などさまざまな分野での協力を通じて 3 国の知的財産制度の発展に貢献している。

今回の会合では、コロナ禍の中でも非対面で続けてきた 3 国の特許庁間の協力成果を再確認し、特別テーマとして最近関心が高まっている人工知能（AI）の発明者性（AI を発明者として認めるべきか、Inventorship）と AI 関連の特許審査基準などについて日中韓特許庁間で情報交流を深めた。

とりわけ、AI の発明者性について、韓国特許庁は最近実施したアンケート調査の結果を発表した。一般人と弁理士・研究員などの専門家の部門に分けて行ったアンケート調査で、一般人の 70%は AI を「発明者のパートナー」に、専門家の 66%は「発明のツール」として認識するなど考え方の違いがみられた。会合に参加した日中の代表団は、今回のアンケート調査の結果に高い関心を示し、調査結果に関する詳細など AI と関連する最近の動向を共有することを求めた。

韓国のイ・インシル庁長は「コロナ禍以降 4 年ぶりに韓国がホストを務め釜山にて対面形式で日中韓長官会合を開催したのは非常に意義がある」とし、「今回の会合を通じて特許、商標、意匠などこれまで協力してきた分野以外にも最近注目を集めている AI、ブロックチェーン、メタバースなど新技術の分野まで協力の範囲を拡大して 3 国間の知的財産分野の協力が量的だけでなく質的な面においても一段と跳躍できるきっかけになるよう最善を尽くしていきたい」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 貿易委員会と「技術保護および公正な貿易秩序の確立に向けた業務協約」を締結 韓国特許庁（2023. 11. 17.）

特許庁の技術・商標警察による捜査と貿易委員会による不公正貿易行為の調査を連携

韓国特許庁と貿易委員会は 11 月 17 日金曜日、特許庁のソウル事務所にて「技術保護および公正な貿易秩序の確立に向けた業務協約」を締結したと発表した。

業務協約は、韓国の国政課題※推進の一環として、技術流出および知財権侵害の加害企業に対する特許庁の技術・商標警察による捜査と、不公正貿易の行為に対する貿易委員会の調査を連携することで迅速に被害企業を救済し公正な技術保護の仕組みを整えるために進められた。

※22-6. 知的財産保護体系の確立化

両機関は、刑事罰と行政制裁の連携だけでなく、貿易委員会による不公正貿易行為に対する調査と特許庁による紛争調整制度との連携、不公正貿易行為の調査に関連する審判事件の迅速化、貿易委員会による不公正貿易行為の調査において特許庁からの技術諮問の支援拡大など、両機関の業務能力と権限を相互補完できる範囲まで拡大し協力していくことにした。

【特許庁の技術・商標警察の捜査と不公正貿易行為の調査との連携を図り、企業の被害を最小化】

特許庁は、知財権の侵害および営業秘密流出の調査結果、不公正貿易行為が疑われる場合、貿易委員会に通告し、貿易委員会は被害企業から申請を受けて調査を行い、輸出入の中止などの行政制裁を科すことにした。貿易委員会は、調査中の事件に対して特許庁による捜査が必要な場合、特許庁に通告すれば、特許庁は被害企業からの申請を受けて捜査に取り掛かることにした。

これまでは、営業秘密や商標の不正使用など知財権の侵害事件に対して特許庁の技術・商標警察が調査中であるにもかかわらず、知財権の侵害物品が輸出入されて被害企業が二次被害を受ける恐れがあったが、今回の業務協約に基づき捜査と輸出入の中止を同時に実施することで被害企業の被害を最小化できると期待される。

【貿易委による不公正貿易行為の調査と特許庁による紛争調整制度との連携で紛争解決】

貿易委員会による不公正貿易行為の調査事件の中、調整による解決が適切な事件を特許庁の産業財産権紛争調整委員会と連携して調整手続きを行うことで紛争を解決する。

特許庁長は「特許庁が持つ技術の専門性を基に技術流出および知財権の侵害犯罪に対する捜査能力と、貿易委員会による不公正貿易行為に対する行政制裁など法律の専門性を組み合わせれば、加害企業に対する捜査や輸出入の中止など行政制裁を統合的に行うことができ、被害企業をより迅速に救済できると思われる」と述べた。

貿易委員会委員長は「産業において波及効果が大きい二次電池、半導体、バイオなどの先端技術分野で技術流出や知財権の侵害が広がっている中で、今回の貿易委員会と特許庁による協力システムの構築を通じて専門性を一段と強化し、被害企業を手厚く救済する保護システムを整えて企業がより公正な環境で切磋琢磨していくと思われる」と述べた。

大企業とスタートアップ企業の共生成長を図る

韓国特許庁は11月21日火曜日、国会本館にて▲農協経済持株—キウソ、▲カカオヘルスケア—ドクターダイアリー、▲カカオVX—スマートスコアなど6社が参加する「大企業・スタートアップ企業の共生協約式」を開催したと発表した。

共生協約式は「技術紛争やめて協力へ」というテーマで、与党の国民の力・中小企業委員長のハン・ムギョン議員が率いた。協約を締結する6社の代表※、国民の力のユン・ジェオク院内代表、産業資源中小ベンチャー企業委員会のキム・ソンウォン幹事、特許庁のキム・シヒョン次長、中小ベンチャー企業部のイ・ヨン長官などが参加した。

※（農協）アン・ビョンウ代表、（キウソ）バン・ソンボ代表、（カカオヘルスケア）ユン・キユン首席副社長、（ドクターダイアリー）ソン・ジェユン代表、（カカオVX）キム・ビョンミン理事、（スマートスコア）チョン・ソンフン代表

農協経済持株—キウソは「牧場管理アプリケーション」、カカオヘルスケア—ドクターダイアリーは「血糖管理プラットフォーム」、カカオVX—スマートスコアは「ゴルフデータのプラットフォーム」であり、それぞれ事業関連の技術やアイデアをめぐる紛争を続けてきたが、今回の協約を通じて紛争を解決し共生協力に向けたビジネス展開など共生成長する方策に合意した。

協約式を機に、これまで紛争を続けてきた各企業は非生産的な対立と論争はやめて互いの協力を基に発展を図ることで合意し、政府と国会は、韓国企業が優秀な技術を基に公正な競争を目指せる環境づくりを約束した。

特許庁次長は「今回の合意は、企業間の技術紛争が続いている中で互いに歩み寄る共生協力を図ることで、迅速に紛争を解決した成果となった」とし、「特許庁は、企業が技術をめぐるさまざまな紛争を迅速かつ効果的に解決できる仕組みを整えるため、技術専門性と紛争解決能力を向上していく」と述べた。

協約式を主管したハン・ムギョン議員は「紛争をやめて共生と協力の未来へ向かう決断を下した企業の関係者に感謝する」とし、「イノベーションとチャレンジに挑む企業家精神が韓国社会に根付くよう最善を尽くす」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 12月21日から意匠保護法の一部改正案が施行され

韓国特許庁（2023.11.29.）

関連意匠の出願可能期間を1年から3年に拡大、本意匠を保護する

関連意匠の出願可能期間が1年から3年に拡大する。人気製品は少しずつ改良を加えて多くのバリエーションの意匠が継続的に創作されるが、今回の法律案の改正により、このように創作された後続意匠まで権利範囲が及び、模倣品の流通を防ぐ効果が期待される。

韓国特許庁は、本意匠に対する優先権主張の要件を緩和するなど意匠権者の権利を保護する意匠保護法が12月21日から施行されると発表した。

【改正の対象となる制度】

1. 関連意匠

先行意匠と類似の意匠に対しては意匠保護法の第33条及び第46条（新規性違反及び先願主義）の違反による拒絶査定をせず、登録可能な制度

2. 新規性喪失の例外

出願前に公開された意匠については、**新しい意匠ではないとの理由（新規性喪失）により登録が拒絶**されるが、公開されて12か月が経過していない本人の意匠に対しては**例外として登録**できる制度

3. 優先権主張

ア国に先に出願した意匠と同一の意匠をイ国に6か月以内に出願する場合、**ア国の出願日に出願されたものと同様の取り扱い**をする制度

<意匠を改良・変形して関連意匠として登録した事例>



【関連意匠の出願可能期間の拡大（1年→3年）】

（改正後）関連意匠の出願可能期間を1年から3年に延長して企業の商標及びイメージ構築に寄与し競争力のある意匠の保護を強化する

（改正前）企業は製品を発売した後、市場の反応が良好であれば、その意匠の一部を改良した後続製品を開発し販売しているが、後続製品の意匠を関連意匠として出願できる期間が、本意匠の出願日から1年以内と制限されている。そのため、革新的な意匠を保有する企業が意匠の権利範囲を拡大して持続的に模倣や侵害を防止するには限界があった。

【新規性喪失の例外主張の適用拡大】

意匠保護法上、新しく創作された意匠でなければ新規性に欠けているとの理由（新規性喪失）により登録ができなかったが、公開されて12か月が経過していない本人の意匠に対しては別の拒絶理由がなければ新規性喪失の例外が認められ登録が可能である。

（改正後）新規性喪失の例外に関する書類提出の時期及び期限を定めた手続き上の条項を削除し、権利者が柔軟性を持って新規性喪失の例外の適用を受けることができる。

（改正前）意匠が公開されてから12か月以内の本人の意匠に対しては出願できる時期（新規性喪失の例外主張の時期）に制限が定められており※、権利範囲の確認審判・訴訟等の紛争において新規性喪失の例外主張ができない制限があった。

※出願時、登録有無決定の前まで、意義申立又は無効審判の答弁書提出時

【優先権主張の要件の緩和】

正当な理由※により期間（出願日から6か月）内に優先権主張ができない場合、2か月の期間を追加付与し、優先権主張の追加手続きを設けるなど、規定を改善することで権利者の権益を確保する。

※持病などで病院に入院など業務が不可能な状況などによる期間経過、システム障害による期間経過など

今回の改正により、関連意匠の出願可能期間が拡大され企業の本意匠を保護することで企業のイノベーションや競争力の強化に貢献し、新規性喪失の例外主張の適用拡大および優先権主張の手続き規定の改善により、主要国の法律と調和を図ることで権利者の保護を強化できると期待される。

4-2 韓国貿易協会と共同で「2023D2B デザインフェアの授賞式」を開催

韓国特許庁 (2023. 11. 29.)

知能型サービスロボットのデザインが大賞を受賞

韓国特許庁は韓国貿易協会と共同で 11 月 29 日水曜日、ロッテワールドタワーにて「2023D2B※デザインフェアの授賞式」を開催すると発表した。

※D2B: Design to Business (デザイン創作からビジネス化へ)

18 回目を迎えた「D2B デザインフェア」は、次世代のデザイナーに意匠の権利化と商品化のプロセスを伝え、意匠権を企業に提供する際にライセンス料の確保などをサポートするイベントである。これまで 10 年間計 30 件のライセンス契約が締結された。

今回のフェアでは計 3,184 点のデザインが出品され、1・2 次審査と意匠の権利化・商品化に関する相談および最終審査を経て計 39 点が受賞作として選ばれた。

【知能型サービスロボットのデザインが大賞を受賞】

大賞は高齢者向けサービスロボット「COMPANION」をデザインした大学生のファン・ソンミンさん(清州大学)が受賞する。このデザインはロボットと椅子が結合した車椅子の形である。ロボットが移動をサポートしたり物を持ち上げたりするなど付き添うのが特徴である。超高齢化社会に入りつつある韓国社会で体が不自由な高齢者をサポートできるイノベーション性が高く評価された。

【ポータブル決済端末のデザインなど 3 チームが金賞を受賞】

金賞は、ポータブル決済端末である「HANDY PAY」のデザイン(世宗大学キム・ミンソン、ジョン・レソンさん)、一人暮らしのニーズに合わせた小型電気ポート「THE BOOK」のデザイン(大眞大学クァク・ジンウさん)、バスケットボールのシェアリングシステム「ブザービーター」のデザイン(ソウル市立大学ユン・ホヨルさん)が受賞した。

【銀賞のデザインはホーム・リビング専門デザイン会社とライセンス契約を締結】

企業出品の部門に参加して銀賞を受賞した大学生キム・ソヒョンさんのデザイン「TIME PLAYER」はホーム・リビング専門デザイン会社の「フィアバ」とライセンス契約を締結する予定であり、今年の受賞作のうち 3 件が企業とライセンス契約を進めている。

特許庁の産業財産政策局長は「D2B デザインフェアは、デザイナーの夢を叶える登竜門と言われる産学協力のモデルとして定着している」とし、「今後も若いデザイナーが現場経験を積みながら競争力のあるデザイナーとして成長して韓国の産業発展に貢献できるよう支援していく」と述べた。

受賞作は大会ウェブサイト（www.d2bfair.or.kr）にて閲覧でき、受賞作のライセンス契約や商品化を希望する企業は D2B デザインフェアの事務局（02-3153-7612）にて相談できる。

その他一般

5-1 韓国特許庁、「2024 年上半期弁理士向け実務集合教育」の研修生を募集

韓国特許庁（2023. 11. 20.）

第 60 回弁理士試験の最終合格者を対象に募集

韓国特許庁の国際知識財産研修院は、11 月 27 日月曜日から 12 月 1 日金曜日まで「2024 年上半期弁理士向け実務集合教育」の研修生を国際知識財産研修院ウェブサイトにて募集すると発表した。

来年上半期の教育は、第 60 回弁理士試験の最終合格者が対象となり、2024 年 1 月 2 日火曜日から 2 月 2 日金曜日まで国際知識財産研修院（大田所在）にて行われる。

教育は、知的財産に関する基本知識を持つ弁理士試験の合格者が対象となるため、実際弁理士の業務を行う上で必要な実務内容のカリキュラムである。

また、弁理士として持つべき職業倫理、特許事務所の運営に必要な労務・税務知識を基本カリキュラムに組むことで充実した研修を行う。

教育の詳細については 11 月 20 日月曜日に特許庁ウェブサイト（kipo.go.kr）および国際知識財産研修院ウェブサイト（iipti.kipo.go.kr）から確認できる。

特許庁の国際知識財産研修院長は「知的財産分野の主要な専門家である弁理士の能力向上に向けて充実した教育カリキュラムをしっかりと行っていく」と述べた。

5-2 韓国特許庁、「2023KIPRIS サポーターズの解団式」を開催

「キリポッターズ」と KIPRIS サービスの改善を図る！

韓国特許庁は 11 月 24 日金曜日、韓国知識財産センター（ソウル江南所在）にて「2023KIPRIS サポーターズの解団式」を開き、70 日間の活動を終了したと発表した。

大衆向け特許情報検索サービス「KIPRIS※」は、サービス高度化を控えてユーザーからサービスのモニタリングや改善点をヒアリングするために 2023 年 3 期 KIPRIS サポーターズを立ち上げた（2023 年 8 月 11 日）。サポーターズには KIPRIS を冒険しながら魔法のように変えていくという意味から「キプリス」と「ハリー・ポッター」を組み合わせ「キリポッターズ」という名前を付けた。

※KIPRIS (www.kipris.or.kr) : 韓国国内外の知識財産権の情報（特許・意匠・商標など）を誰もが無料で検索・閲覧できる大衆向け特許情報検索サービス

キリポッターズは、8 月 11 日から 10 月 17 日まで活動し、KIPRIS のサービスを権利別（特許・実用新案/商標/意匠）に海外の知財権情報検索サービスと比較して改善点を提案する課題などを行った。

キリポッターズが提案した改善点として、①人工知能（AI）検索および最終権利者の検索機能の追加、②検索画面をシンプルかつ直観的に改善、③検索結果に関する統計および図表の提供、④多言語翻訳の支援などが挙げられた。

解団式では、キリポッターズのこれまでの活動内容や主要意見の共有、サポーターズ活動の感想の発表、優秀な活動を行った団員への授賞などが行われる。

特許庁の産業財産情報局長は「今回のキリポッターズは 100 人を超える応募者が集まるほど KIPRIS 改善への国民からの関心が高い」とし、「知財権出願および登録手続きにおいて KIPRIS の重要性がますます高まっているだけに、今回の活動から集まった意見をサービスの高度化に十分反映して、ユーザーが使いやすい便利なサービスになるよう取り組む」と述べた。

5-3 AI 動画解析による品質管理技術の特許出願件数で韓国がトップ

AI による品質管理技術の国際出願がここ 10 年で 44 倍増加

#人工知能 (AI) 技術の発展は製造業の品質管理でもイノベーションを生み出している。2019 年、動画解析により不良品を検出する技術を開発した韓国のスタートアップ企業「SUA ラボ」がアメリカのコグネックスに買収された。買収額は 2,600 億ウォン (1.95 億ドル) に達し、海外による韓国のスタートアップ企業の買収額としては最高値だった。コグネックスは SUA ラボが保有する知財権を高く評価したが、同社は特許庁の IP ランドスケープ事業の支援を受けて特許戦略を立て出願業績のポートフォリオを構築していた。

韓国特許庁がここ 10 年間主要国の知的財産庁に出願された世界の特許を分析した結果、AI 動画解析を活用したスマート品質管理※の技術出願件数で韓国がトップ (25.4%) となった。

※スマート品質管理:製造業の検査工程において AI などの技術を採用して物体の大きさ、パターン、文字、形などを迅速かつ正確に判定することで製品の品質を管理する技術

【世界の出願動向：スマート品質管理の出願、ここ 10 年で 44 倍増加】

スマート品質管理技術の分野での世界の出願件数は 2011 年には 6 件にとどまっていたが、年平均 52.3% ずつ伸び、2020 年には 44 倍の 264 件に達した。とりわけ、ここ 5 年間の出願増加率は 63.4% となり、この分野での出願が加速化していることがわかった。この背景には 2016 年から AI 技術が本格活用されていることが考えられる。

出願人の国別内訳をみると、1 位の韓国が 25.4% (202 件) と出願件数が最も多かった。次に中国が 18% (143 件)、3 位日本 17.5 (139 件)、4 位アメリカ 17% (135 件) となっている。

【主要出願人：サムスン電子が 2 位、ほかにも韓国の大・中小企業が多く】

主要出願人をみると、アメリカの KLA が 1 位 (4.03%、32 件) であり、2 位がサムスン電子 (3.14%、25 件)、3 位がドイツのシーメンス (2.39%、19 件)、4 位が韓国生産技術研究院 (2.26%、18 件)、5 位がオランダの ASML (1.76%、14 件) となっている。

韓国の出願人をみると、10 位 LG 電子 (1.26%、10 件)、15 位コヨンテクノロジー (0.88%、7 件)、17 位ラオンピープルとヒョンデ自動車 (それぞれ 0.75%、6 件) などの出願件数が多い。韓国は大企業から中小企業まで、製造業からソリューション分野まで、幅広い業界の企業が出願しており、スマート品質管理技術の強国の座を守った。

【出願人の分類別の動向：企業がリードし、公共研究機関・大学・個人がフォロー】

世界全体のスマート品質管理技術の出願の多くは企業（82.3%）による特許であり、企業がこの分野の技術開発をリードしていることがわかった。韓国の場合、企業が占める割合はやや小さく（66.8%）、公共機関（13.4%）、個人（10.4%）、大学（9.4%）の割合が大きい。

【技術分類別の動向：国によって強みを見せる技術分野が異なる】

技術分類別（IPC）※にみると、画像データの処理技術（IPC：G06T）の出願件数が最も多かった（29.9%）。中国と日本がこの分野の技術の開発に力を入れており、ドイツは制御システム分野（IPC：G05B）の研究開発に取り組んでいることがわかった。韓国は、技術分野の全般にわたって研究開発をしている。

※技術分類（IPC）：発明の技術内容による分類がわかる国際的に統一された特許分類

特許庁のスマート製造審査チーム長は「大学や政府出捐研究機関で開発した競争力のある特許技術を中小・中堅企業が活用できる環境が大事だ」とし、「まだ成長段階にあるスマート品質管理技術の分野でスタートアップ企業などがコア技術の開発に挑戦できるよう関連する分析資料を引き続き提供していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム